

令和 5 年度

第 1 回

日向市総合教育会議
(協議資料)

1 教職員の働き方改革について

令和5年11月21日(火)

日向市教育委員会

1 教職員の働き方改革について

① 働き方改革の目的（資料3「日向市教職員働き方改革プラン」参照）

○ 働き方改革の目的

働き方改革を推進することによって、教職員が健全な状態で教育活動に取り組むことができるようにするとともに、児童・生徒一人一人としっかり向き合った質の高い教育を実現する。

○ 働き方改革の基本方針

- ◇ 教職員の事務作業量軽減
- ◇ 教職員の働き方に対する意識改革
- ◇ 教職員の働き方を支援する環境整備
- ◇ 学校・家庭・地域の連携・協働体制づくり

○ 働き方改革の達成目標

教職員の月当りの時間外業務時間 45時間 未満
教職員の年間合計時間外業務時間 360時間 未満
(当面、月当たりの時間外業務時間80時間以内を目指す)

② 本市の現状と課題

令和4年度に実施した教員勤務実態調査速報値において、教師の在校時間の状況は、前回(H28)調査と比較しますと、一定程度改善されたことが明らかとなりましたが、この間、教育環境整備を進めてきたにもかかわらず、依然として長時間勤務の職員は多い実態にあります。加えて、大量退職・大量採用により若手教師が増加する中、採用数の拡大により既卒受験者の多くが正規教員として採用されている状況にあります。このため、産・育休の増加等による臨時講師の需要増加に対して臨時講師のなり手が減少したこと等により、全国的に教師不足が指摘されておりますが、本市も例外ではありません。

また、本市におきましては、ICT化の推進など新たな負担に加え、生徒指導に関する問題やコロナ禍以降増加している不登校(または不登校傾向)支援、近年、増加が著しい特別な配慮(支援)を要する児童生徒への対応など、多様化する課題に追われている状況で、教職員の負担は増えていく一方となっています。

③ 日向市における時間外業務時間の実態

出退勤時間の管理において、令和元～4年度時間外業務時間(4～7月の時間外業務時間平均値)の実態を見ますと、「日向市働き方改革プラン(別添資料4)」の取組開始と同時にコロナ禍の影響を受けた状況となっており、比較は難しい状況にありますが、100時間以上の時間外対象者は、令和元年度と比較しますと減少傾向となっています。

しかし、その一方で100時間未満の区分においては、増加傾向にありますことから、今後も引き続き、改善に向けた取組を推進していく必要があります。

また、管理職につきましては、令和4年度の時間外業務時間は、「校長」が月平均約44時間、「副校長・教頭」が約76時間で、令和元年度(「校長」54時間、「副校長・教頭」86時間)と比較しますと、校長が10時間、副校長・教頭が11時間、時間外業務時間が減少しており、働き方改革の効果が現れています。しかしながら、依然、教頭の時間外業務は高い状況にあり、引き続き改善が必要な状況にあります。

④ 国の働き方改革の取組「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策提言」

こうした状況を踏まえ国では、今年8月に「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策/提言(令和5年8月28日中央教育審議会質の高い教師の確保特別部会)」(別添資料4)を示し、「学校・教師が担う業務に係る3分類(別添資料5)」の取組などを、これまで以上に徹底するよう通知をしたところであります。

本市におきましても、教職員は日々の業務に追われている状況にありますので、本来の教育活動に専念できる環境整備と、児童生徒に十分な力を付けさせることができる教育の実現に向けて、3分類の取組をはじめ、更なる教職員の働き方改革の推進が必要となっています。

項 目		本市実施状況
○ 学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進 「学校・教師が担う業務に係る3分類」を徹底するための取組 ・国、都道府県、市町村、各学校の主体ごとに、具体的な対応策の好事例を横展開 ※→の後ろは、「3分類」に係る本市の取組状況を示しており、()の中は、県内自治体実施率、全国自治体実施率を示している。		以下参照
基本的には、学校以外が担うべき業務	学校業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する対応 ・地方公共団体・教委・保護者・スクールガード・地域人材等が対応 → 実施済 (70.4%/61.0%) ②放課後から夜間の見回り、児童生徒が補導された時の対応 ・地方公共団体・教委・保護者・地域人材等が対応 → 一部実施 (33.3%/25.8%) ③学校徴収金の徴収・管理 ・教職員が関与しない方法又は地方公共団体や教委で徴収・管理 ※給食費の公会計化実施(R5) → 一部実施 (55.6%/36.5%) ④地域ボランティアとの連絡調整 ・地域学校協働活動推進員等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教委等において必要な取り組みを実施 → 一部実施 (48.1%/44.6%)	⑤調査・統計等への回答等 ・事務職員等対応の指導 → 一部実施(25.9%/31.3%) ⑥児童生徒の休み時間における対応 ・地域人材等の協力 → 未実施 (0.0%/4.5%) ⑦校内清掃 ・地域人材の協力や民間委託等 → 未実施 (0.0%/15.5%) ⑧部活動 ・部活動指導員や外部人材の参画 → 一部実施 (88.9%/72.1%) ※部活動指導員配置(R5)	⑨給食時の対応 ・栄養教諭等連携、地域人材協力 → 未実施 (25.9%/21.1%) ⑩授業準備 ・授業準備に支援スタッフの参画等 → 一部実施 (92.6%/68.2%) ⑪学習評価や成績処理 ・学習評価等へ支援スタッフ参画等 → 一部実施 (63.0%/38.9%) ⑫学校行事の準備・運営 ・地域人材の協力や外部委託を図るなどの指導 → 一部実施 (88.9%/49.1%) ⑬進路指導(就職先資料収集等) ・事務職員や支援スタッフ参画・協力 → 一部実施 (18.5%/11.4%) ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 ・専門スタッフ(SSS・SSW・特別支援教育支援員等)の参画 → 実施済 (100.0%/97.2)

・国が提言する「3分類(14 取組)」の実効性確保に向けた対応策と本市の取組状況

(一部抜粋)	「3 分類 14 取組」の実効性確保に向けた 対応策	本市の取組状況等
		(●現状と課題)
②放課後から 夜間など における見守 り・補導対応	・教師の裁量ある時間確保のため、下校後の児童生徒の対応を警察や地域ボランティア等、学校・教師以外の主体への移行	・学校における放課後～夜間(翌朝)対応の留守番電話設置 ●放課後及び夜間に発生する事件・事故、トラブルには日常的に対応
③学校徴収金の徴収・管理	・校務において事務職員が一括管理する方法等により教師が関与することがない仕組みの構築 ・教育委員会の権限において、徴収管理等を積極的に教育委員会の事務としてできないか	・学校給食費を公会計化(R5) ●学用品費等校納金徴収は学校教師または学校事務職員が対応 ●学校事務職員業務の負担増加 →学校事務職員(市雇用)未配置
⑥児童生徒の 休み時間 における対応	・地域ボランティアやスクールサポートスタッフの活用、教師同士の輪番制の導入等で教師負担を軽減する取組の推進	●子どもたちに事故がないよう安心・安全な見守り体制を構築する必要がある
⑦校内清掃	・教師が行う清掃は、授業等に付随して行う清掃の範囲にとどめ、輪番制導入や隔日実施、スクールサポートスタッフの活用等をはじめ、地域ボランティアの参画や民間委託等でできないか ・学校運営協議会等での協議を踏まえた地域学校協働活動の一環としての環境衛生活動実施	・PTA奉仕作業の実施(運動場) ●清掃活動は、基本的な生活習慣形成や奉仕の精神育成など教育課程上、特別活動に位置付けされている ●スクールサポートスタッフ(13人)を配置しているが、消毒作業など一部対応に限られる ●民間委託の場合、財政負担が伴う
⑧部活動	・地域連携・地域クラブ活動への移行(原則週末)に向けて改革推進期間(R5～7)に取組を進めていく →教師以外の担い手となる部活動指導員配置	・部活動指導員配置(6人/R5) →段階的に57部活動を拡充予定(現状は土日のみの対応) →部活動地域移行協議会設置(R5) ●部活動指導者確保及び財政支援 ●部活動指導者制度(身分保障等)の制度設計のあり方
⑨給食時の 対応	・学級担任の業務支援のために、給食の準備や片付け等の給食指導に地域ボランティア等の人材を活用できないか	●食の安全管理、アレルギー等のある児童生徒の対応は、地域ボランティアの活用は困難
⑭支援が必要な児童生徒 家庭への対応	・教師の負担軽減(不登校・特別支援教育・ICT教育など)を図るため、教師以外の対応の担い手となる支援スタッフ配置等の拡充を図ることができないか ・学校で解決が難しい過剰な苦情や不当な要求に、行政の責任で対応する体制構築をできないか	・スクールソーシャルワーカー配置(2人) ・スクールカウンセラー(全学校対応) ・特別支援教育支援員配置(23人) ・生徒指導に係る教育委員会支援 ●支援の必要な児童生徒(不登校・特別支援教育)の急増 ●生徒指導や教育委員会対応が急増
※学校DX ⑩授業準備 ⑪学習評価や 成績処理など	・授業準備等は、教師しかできないが、学校DXの推進により、効果的・効率的な授業準備が可能となっており、ICT活用推進と意識改革を図っていくべきではないか	・校務支援システム・デジタル教科書・デジタルドリル等の導入・活用支援 ・教育研究所等のICTなど授業支援 ●採点用アプリの導入など、学校DXが全国的にも推進されている

協議

- ・教職員の働き方改革について「3分類の取組」を保護者や地域、個々の教職員に浸透・徹底させていくには、どのような取組が必要か

○3分類の取組(日向市において今後取組を進めていく必要のある項目)

- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応(学校で解決が難しい過剰な苦情や不当な要求など含む)
- ・学校DX(授業支援・学習評価・成績処理など)対応
- ・学校徴収金の徴収・管理
- ・給食時の対応
- ・児童生徒の休み時間における対応
- ・部活動
- ・放課後・夜間の見守り等
- ・校内清掃

協議メモ